

標準	字	体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	〃	。	ー
アイ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ
ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム
メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン				

※帳票種別 ①管轄局署 ③新継再別 ④受付年月日 ⑧業通別 ⑨三者コード ⑩日雇コード ⑪特別加入者

34360 1新5継7再 3 1業3通 1自3労5他 1日

⑭平均賃金 ⑮特別給与の額 ⑯日数査定 ⑰特支コード ⑱委任未支給 ⑲特別コード

※ 10万 1千 1百 1十 1円 1十 1銭 1千 1百 1十 1円 1 1特 1委 1未 1特

(注意) 一、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された標準字体(※)にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。

二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には、事項を○で囲んでください。(ただし⑤及び⑧欄並びに⑥、⑦及び⑩欄の元号については該並置番号を記入枠に記入してください。)

三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された標準字体(※)にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。

四、□□□□で表示された枠(以下「記入枠」といふ)に記入する文字は、光學式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。

折り曲げる場合には、(▲)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

②労働保険番号 ⑤労働者の性別 ⑥労働者の生年月日 ⑦負傷又は発病年月日

府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 1男 3女 1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特

シメイ(カタカナ)：姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。

労働者名 ( 歳)

⑦郵便番号 住所

⑱療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

⑲療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

⑲療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

⑲療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

⑲療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

⑲療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

⑲療養のため労働できなかった期間 ⑲賃金を受けなかった日数(内別紙2のとおり)

1明大昭平令 33579令 1特 1委 1未 1特 1日 1特 1委 1未 1特

元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 日間のうち 日

[注 意]

⑳ 労働者の職種		㉓ 負傷又は発病の年月日及び時刻		㉔ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)	
		年 月 日 午 前 後 時 分 頃		円 銭	
㉕ 災害時の通勤の種別 (該当する記号を記入)		イ. 住居から就業の場所への移動 ハ. 就業の場所から他の就業の場所への移動 ニ. イに先行する住居間の移動		ロ. 就業の場所から住居への移動 ホ. ロに後続する住居間の移動	
㉖ 災害発生場所					
㉗ 就業の場所 (災害時の通勤の種別がイに該当する場合は移動の終点たる就業の場所)					
㉘ 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)		年	月	日	午 前後 時 分 頃
㉙ 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ニ又はホに該当する場合は記載すること)		年	月	日	午 前後 時 分 頃
㉚ 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)		年	月	日	午 前後 時 分 頃
㉛ 就業場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ又はハに該当する場合は記載すること)		年	月	日	午 前後 時 分 頃
㉜ 災害時に通勤の種別に 関する移動の通常の経 路、方法及び所要時間 並びに災害発生の日に 住居又は就業の場所か ら災害発生場所に至 った経路、方法、所要 時間その他状況		[通常の通勤所要時間 時間 分]			
㉝ 災害の原因及び 発生状況 (あ)どのような場所を (い)どのような方法で移動 している際に (う)どのような物で又はど のような状況において (え)どのようにして災害が 発生したか (お)㉗と初診日が異なる場 合はその理由を簡明に記載 すること					
㉞ 現認者の		住所	電話( ) -		
氏名					
㉟ 第三者行為災害		該当する・該当しない			
㊱ 健康保険日雇特例被保険者手帳の記号及び番号					
㊲ 転任の事実の有無 (災害時に通勤の種別がニ又はホに 該当する場合)		有・無	㊳ 転任直前の住居 に係る住所		
㊴ 休業給付額・休業特別支給金額の改定比率		(平均給与額証明書のとおり)			
㊵ 厚生年金保険等の受給関係	(イ)基礎年金番号			(ロ)被保険者資格の取得年月日	年 月 日
	(ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の		イ 障害年金 ロ 障害厚生年金 ハ 障害年金 ニ 障害基礎年金 ホ 障害年金
		障害等級	国民年金法の		
		支給される年金の額	船員保険法の		
		支給されることとなった年月日			年 月 日
		基礎年金番号及び厚生年金 等の年金証書の年金コード			
		所轄年金事務所等			
㊶ その他就業先の有無					
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業場を含まない)			
無		労働保険事務組合又は特別加入団体の名称			
労働保険番号 (特別加入)		加入年月日			
		年 月 日			
		給付基礎日額			
		円			

一、所定労働時間後に負傷した場合、⑲及び⑳欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超える場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、⑳欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、⑳欄の「賃金を受けなかった日」のうち通勤による負傷又は疾病に係る療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日若しくは賃金が支払われた休暇が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人(申請人が特別加入者であるときは、⑳欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。)

(一)、⑳欄には、⑳及び㉑から㉓欄までの事項を証明することができる書類その他の資料を添付してください。

(二)、事業主の証明は受ける必要はありません。

(三)、別紙3は、㉔欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合に、その他就業先ごとに記載してください。その際、その他就業先ごとに注意二、及び三の規定に従って記載した別紙1及び別紙2を添付してください。

六、第二回目以降の請求(申請)の場合には、

(一)、⑲、㉑、㉒及び㉓欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

(二)、㉔欄から㉗欄まで、㉘欄及び㉙欄は記載する必要はありません。

(三)、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。

(四)、その請求(申請)が離職後である場合療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前である場合を除く。には、事業主の証明は受ける必要はありません。

七、㉞は、請求人(申請人が健康保険の日雇特例被保険者でない場合には記載する必要はありません)。

八、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、㉟欄に記載する必要はありません。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			( ) -

労働保険番号					氏名		災害発生日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号			年 月 日	

## 平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		年 月 日		常用・日雇の別		常用・日雇			
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日		毎月 日	
A	よって支払ったもの期間に	賃金計算期間		月 日 日から 日 日まで	月 日 日から 日 日まで	月 日 日から 日 日まで	計		
		総日数		日		日		(イ) 日	
		賃金	基本賃金		円		円		円
			手当						
			手当						
			計		円		円		円 (ロ)
B	日若しくは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間		月 日 日から 日 日まで	月 日 日から 日 日まで	月 日 日から 日 日まで	計		
		総日数		日		日		(イ) 日	
		労働日数		日		日		(ハ) 日	
		賃金	基本賃金		円		円		円
			手当						
			手当						
計			円		円		円 (ニ)		
総計		円		円		円 (ホ)			
平均賃金		賃金総額(ホ)		円÷総日数(イ)		= 円 銭			
<p>最低保障平均賃金の計算方法</p> <p>Aの(ロ) 円÷総日数(イ) = 円 銭 (ク)</p> <p>Bの(ニ) 円÷労働日数(ハ) × <math>\frac{60}{100}</math> = 円 銭 (ク)</p> <p>(ク) 円 銭+(ト) 円 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)</p>									
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 $(ロ) \div (イ) \times \frac{73}{100}$				
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額 円							
	第4号の場合	従事する事業又は職業 都道府県労働局長が定めた金額 円							
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円								
<p>① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金(賃金の総額(ホ)－休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ)－休業した期間②の(チ))</p> <p>( 円－ 円) ÷ ( 日－ 日) = 円 銭</p>									

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	(イ) 日
業務休業 外した 期間 中の 療養 等の 賃金 のため	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円
休業の事由				

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

様式第16号の6 (別紙2)

労働保険番号					氏名	災害発生年月日
府県	障	管轄	基幹番号	枝番号		年 月 日

① 療養のため労働できなかつた期間			
_____年_____月_____日から_____年_____月_____日まで_____日間			
② ①のうち賃金を受けなかつた日の日数 _____日			
③ ②の日数の内訳		全部休業日 _____日	
		部分算定日 _____日	
④ 部分算定日の年月日及び当該労働者に対し支払われる賃金の額	年 月 日	賃金の額	備考
	年 月 日	円	

[注意]

- 「全部休業日」とは、②欄の「賃金を受けなかつた日」のうち、部分算定日に該当しないものをいうものであること。
- 「部分算定日」とは、②欄の「賃金を受けなかつた日」のうち、通勤による負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（以下「一部休業日」という。）若しくは賃金が支払われた休暇をいうものであること。  
 なお、月、週その他一定の期間（以下「特定期間」という。）によって支給される賃金が全部休業日又は一部休業日についても支給されている場合、当該全部休業日又は一部休業日は、別途、賃金が支払われた休暇として部分算定日に該当するため、当該賃金を特定期間の日数（月によって支給している場合については、三十）で除して得た額に、当該部分算定日の日数を乗じて得た額を④の「賃金の額」欄に記載すること。
- 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

複数事業労働者用

① 労働保険番号(請求書に記載した事業場以外の就労先労働保険番号)

都道府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			

② 労働者の氏名・性別・生年月日・住所

(フリガナ氏名)	男	生年月日
(漢字氏名)	女	(昭和・平成・令和) 年 月 日

〒	—
(フリガナ住所)	
(漢字住所)	

③ 平均賃金(内訳は別紙1のとおり)

円	銭
---	---

④ 雇入期間

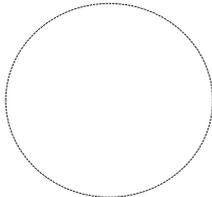
(昭和・平成・令和) 年 月 日 から 年 月 日 まで
------------------------------

⑤ 療養のため労働できなかった期間

令和 年 月 日 から 年 月 日 まで	日間のうち
⑥ 賃金を受けなかった日数(内訳は別紙2のとおり)	日

⑦ 厚生年金保険等の受給関係

(イ)基礎年金番号	(ロ)被保険者資格の取得年月日	年 月 日
(ハ)当該傷病に関して支給される年金の種類等		
年金の種類	厚生年金保険法の	イ 障害年金
	国民年金法の	ハ 障害年金
	船員保険法の	ホ 障害年金
障害等級	級	支給されることとなった年月日 年 月 日
基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード	[ ] [ ]	
所轄年金事務所等		



上記②の者について、③から⑦までに記載されたとおりであることを証明します。

年 月 日

事業の名称

電話( ) —

事業場の所在地

事業主の氏名

労働基準監督署長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		( ) —	